

北海道果樹農業振興計画（素案）について

1 北海道果樹農業振興計画の趣旨・概要

- 「果樹農業振興特別措置法」「果樹農業の振興を図るための基本方針」を根拠に、「本道の果樹農業の振興を図り、その健全な発展に寄与」することを目的として計画策定。
- 計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）までの5年間。

2 現行計画の点検・検証

- 果樹栽培面積が減少する中、栽培面積を維持・確保し、果実を安定生産していくためには、作業の省力化が必要。
- 果樹生産者の高齢化が進行し、販売農家戸数が減少傾向にあり、生産基盤を強化するためには、担い手の育成・確保が必要。
- 需要を拡大するためには、道産果実の特徴や機能性などに関する情報の発信や、消費者や実需者の多様化するニーズを踏まえた品種選定の促進及び加工向け多収栽培技術の開発・普及が必要。
- 醸造用ぶどうの栽培面積や生産量が増加する中、高品質な醸造用ぶどうを安定生産していくためには、生産者への有益な栽培情報の提供や相談体制の活用促進が必要。

区分		H17年	22年	27年	R 2年	3年	4年	5年
果樹栽培面積 (ha)		3,325	2,927	2,875	2,897	2,846	2,839	2,819
果樹販売農家戸数 (戸)		777	701	603	605
醸造用ぶどう	栽培面積 (ha)	411	404	371	383	394	410	402
	生産量 (t)	2,304	1,454	1,324	1,832	1,813	1,725	2,096

3 新たな計画のポイント

(1) 基本的な考え方・フレーム等

基本的なフレームは現行計画を踏襲し、点検・検証結果を踏まえ、新たな知見や新技術、果樹をめぐる情勢変化に関して、計画の文言等を加筆修正。

(2) 具体的な施策・目標値等

■ 果樹農業の振興に関する方策

主な項目	主な取組事項
○多様なニーズに対応した高品質果実の安定生産	・スマート農業技術や高密度植栽培等の省力・低コスト栽培技術の導入、暑熱対策など気候変動への対応
○担い手の確保と経営安定	・せん定技術研修による果樹農業担い手の人材確保
○道産果実に関する情報発信及び需要の拡大	・訪日外国人（インバウンド）を含めた国内外の観光客に対する道産果実や果実加工品のPR
○試験研究及び技術普及の推進	・加工向け果実のニーズに対応した多収栽培技術の開発・普及
○醸造用ぶどう生産とワインナリー	・「北海道ワインプラットフォーム」による相談窓口のワンストップ化、醸造用ぶどう生産者への有益な情報の提供

■ 目標値 果実の生産目標（栽培面積及び生産量）

区分	令和5年度（現状）		令和12年度（目標）			
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	現状対比 (%)	
					栽培面積	生産量
りんご	561	7,220	588	8,056	104.8%	111.6%
ぶどう	1,290	7,760	1,367	9,295	106.0%	119.8%
醸造用品種	402	2,096	451	2,619	112.2%	125.0%
合計	2,819	17,658	3,024	21,584	107.3%	122.2%